

第4節 都道府県の支援体制

－神奈川県での支援体制－

松瀬三千代

1. はじめに

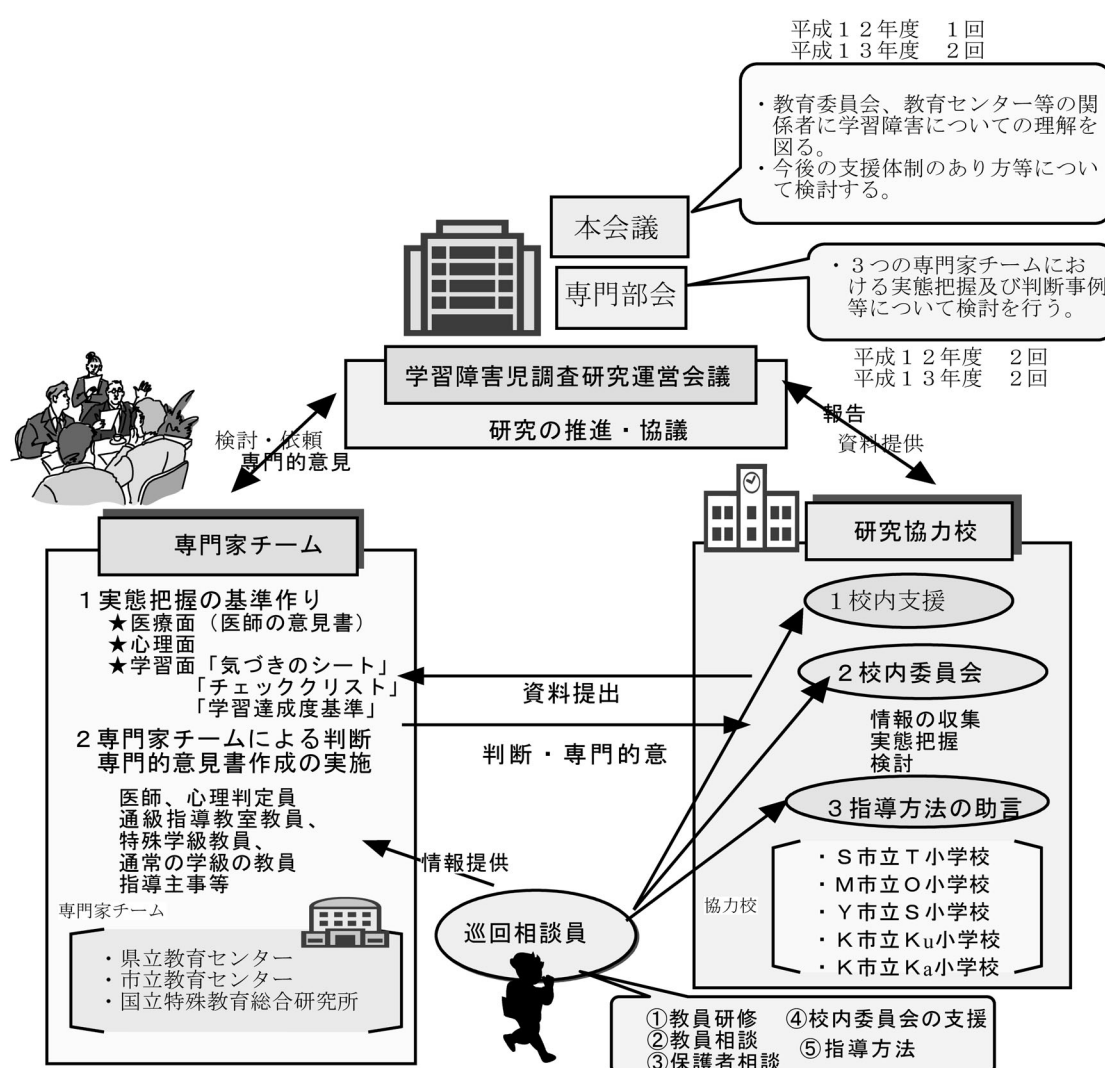
本県は、平成12・13年度にわたって文部科学省より「学習障害（LD）児に関する支援体制の充実事業」の委嘱を受け、①学習障害（LD）児〔以下学習障害（LD）児を、LD児と記す。〕の実態把握の方法について、②LD児の判断の基準について、③LD児の指

導等にあたっての校内体制の在り方について、④LD児の効果的指導方法等についての四項目を研究課題として実践研究を進めた。

これらの研究実践の結果を基に、LD児等に対して県として今後どのような支援体制作りをしていく必要があるかについて考察してみたものである。

2. 今回の実践研究実施のための研究体制について

国から示された研究体制のガイドラインに基づき、県教育委員会に調査研究運営会議を設置し、さらに教育センター等に専門家チームの設置し、研究協力校を指定した上で各校に巡回相談員の派遣を行うなど、図



★専門家チームが協力校への支援を試みた3つの方式

- ①広域型・センター方式（県教育センター）
- ②センター経由・学校支援方式（市教育センター）
- ③近接・密着支援方式（国立特殊教育総合研究所）

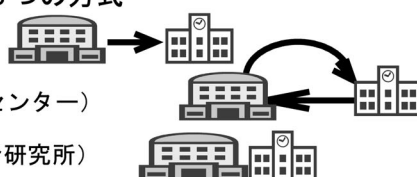


図1 平成12・13年度文部科学省委託「学習障害（LD）児に対する指導体制の充実事業の神奈川県の研究体制」

1に示すような研究体制作りで取り組んだ。

1) 調査研究運営会議の設置

本県においては、調査研究運営会議を本会議と専門部会に分けて設置し、本会議では、特に特殊教育以外の教育行政関係者等を構成員とした。それは、LD児等の理解啓発を図るとともにさらに今後の支援体制のあり方を検討し、施策を進めていく必要性を認識してもらうためであった。

2) 専門家チームの設置

専門家チームについては、支援体制を全県的に推進していく重要な機能となることや県内の教育センター等の専門的機関がLD児に対する専門家チームとしての機能を果たしていけるように、広域での教育専門機関である〔県立第二教育センター（現県立教育総合センター）、川崎市総合教育センター、国立特殊教育総合研究所〕に専門家チームを設置した。専門家チームは、医者、臨床心理士、通常の学級及び特殊学級担当教員、言語の通級指導教室の担当教員、養護学校の教員、国語・算数の教科の指導主事、特殊教育の指導主事等、また国立特殊教育総合研究所にあっては、所内の各専門職員にて構成した。専門家チームが、LD児かどうか判断し、意見を述べるのみでなく、その子どもの教育ニーズ（指導内容・方法等）について具体的に示し、学校を支援する役割があることを鑑みて、教育指導経験者を多く構成員とした。また、本県においては、養護学校等における障害児教育支援機能の整備を図ってきていることから、今後、養護学校等が地域の特別な教育ニーズのある児童生徒やその保護者、また幼稚園、小・中学校・高等学校の教員への一次相談センター的な役割をもち、地域の専門的な教育資源の一つを担うことを視野に入れて、養護学校の教員も構成員とした。

3) 研究協力校及び巡回相談員の派遣

研究協力校は、近隣もしくは所管する市町村の小学校5校にお願いした。研究協力校は、特殊学級の設置されている学校もあればないところもあった。また、すべての学校において、児童指導委員会、生活委員会、校内就学指導委員会等、名称はまちまちであるが、校内で課題等のある児童について周知し、検討する委員会が設置されていた。研究協力校の小学校には、巡回相談員を月1回から2回程度派遣した。LDについて教員への理解を深めたり、相談にのるためのものである。巡回相談員は教育センターの心理職にある者、民間のLD教育研究協会の職員、大学の講師、元言葉の通級指導教室の担当教員などをお願いをした。これらの方たちは発達障害について十分熟知しており、中

は通常の小学校教員を経験した方もいた。

3. 実践研究結果から見えてきたこと

1) 専門家チームの役割

3つの専門機関に設置した専門家チームと関わり合いをもつ研究協力校は、結果的であるが、図1に示したように地域の特性を生かした3つの型で実施された。①広域・センター方式、②センター経由・学校支援方式、③近接・密着支援方式。①では、専門家チームを設置したセンターと協力校が距離的に離れていたため、児童の実態把握や保護者への相談、校内委員会作りの支援については巡回相談員やこれらをコーディネートした特殊学級の担当者に担うことが多く、専門家チームでの判断は、間接的な資料やこれらの人材による意見等によることが多くなった。②では、専門家チームを設置している教育センターに以前から相談に来ているケースが対象児であったため、医者はじめチームの何人かが児童や保護者に直接観察・面談等ができ、より多面的な実態把握の下で判断することができたが、協力校での校内支援体制作りが急務の課題となった。③では、研究所と協力校が近隣にあったため、専門家チームが、巡回相談員と協力して、児童の観察や教員への研修・相談を行うことから校内委員会の立ち上げ直接を支援し、そこからあがってきた児童をさらに直接観察し、判断することができた。

いずれにしても、LD児の教育支援にあたっては、教育、心理、医学の分野での知識・技能や経験のある専門家によるチームを作ることが不可欠であり、LDかどうかの判断にあたっては、発達障害に詳しい小児精神科の医師、もしくはこれらの医師からの情報を得ることが必要である。さらに、OT（作業療法士）からの情報も得られるようにしておくことも必要である。これらのことから、市町村の数多くの小・中学校に専門家チームが対応することができるためには、できるだけ市町村単位での教育機関に専門家チームが設けられるようにしていくことが求められてくる。

2) 巡回相談員の役割

今回の実践研究で、巡回相談員の担う役割は大きかった。まず、教員は児童に関する悩み対して気軽に相談ことができた。そのことにより教員の児童への心理面・学習面・行動面での気づきが明確になり、指導方法等へ反映することができた。特にLDははじめ発達障害についての理解が深まっていくという大きな成果が得られた。また、保護者に対しても、担任に代わって専門的な立場から相談・助言をすることができた。校内委員会をより充実させていくには、専門的な見地

からの的確な助言が必要であり、これらを行うことができる巡回相談員の役割は大きかった。さらに校内委員会であげられた対象児の判断を専門家チームに委ねる場合、巡回相談員がその情報提供者として専門家チームへの橋渡しを行うことができ、対象児のよりの確な実態を専門家チームに伝えられ、判断等にあっては重要であった。また、巡回相談員には、専門家チームからの教育的意見を基に個別的教育計画を作成したり、評価や見直しに対して援助する役割も今後考えられる。

年々小・中学校には、教員の配置のみならずスクールカウンセラー等の専門職が配置されることが多くなっているが、さらに発達障害を熟知し、アセスメント、カウンセリング、コンサルテーションができる人材が必要となってくることが巡回相談員の派遣の試みを通して示唆される。

3) 校内委員会の役割と校内支援に向けて

今回、各学校にすでにあった児童指導委員会や生活委員会等を活用して、校内の様々な担当者を構成員とした。ここでは、校内委員会を設置したことにより児童の情報を収集し、実態把握を行い、検討協議して専門家チームとの連携を図るという一連の組織的な試みを実施することができた。このことにより教師間の児童に対する理解の共有化を図ることができ、これら通して学年間の教師チームや校内での組織チームによる

指導体制の工夫ができ、学校全体での支援体制を作ることができた。

従って、図2示すような校内資源の工夫、外部資源の活用した校内の支援体制をつくることによって、LDはじめ特別な教育ニーズのある子どもたちへの支援が可能になるのではないだろうか。具体的に述べると、まず、①学校全体で児童生徒の理解を図ることからはじめ、②教師間の連携の開始（学年会、ケース会議等による複数の教師による児童の多面的な理解と教師間での指導の工夫）③校内委員会の設置と検討の実施④学校全体での連携と支援の実施（特殊学級担当者等との指導の協力と連携）⑤外部資源の活用を行っていく。現時点では、専門家チームの設置や巡回相談員の派遣など制度化されてはいないものもある。よってこれらが整備されることが学校における支援体制作りに不可欠であると言え、今後の重要な課題である。

4. 今後県としての支援体制について

LD児にに対する支援体制の充実、これからの学校教育のあり方示唆するものであると考える。これからの学校教育においてはLD児をはじめ、様々な子どもがもつ教育課題に応じた支援が受けられる観点から、学校内部や外部の人、時間、場所などの様々な資源の整備を図っていくことが求められる。そこで、県としては、図3に示した事柄について今後検討し整備して

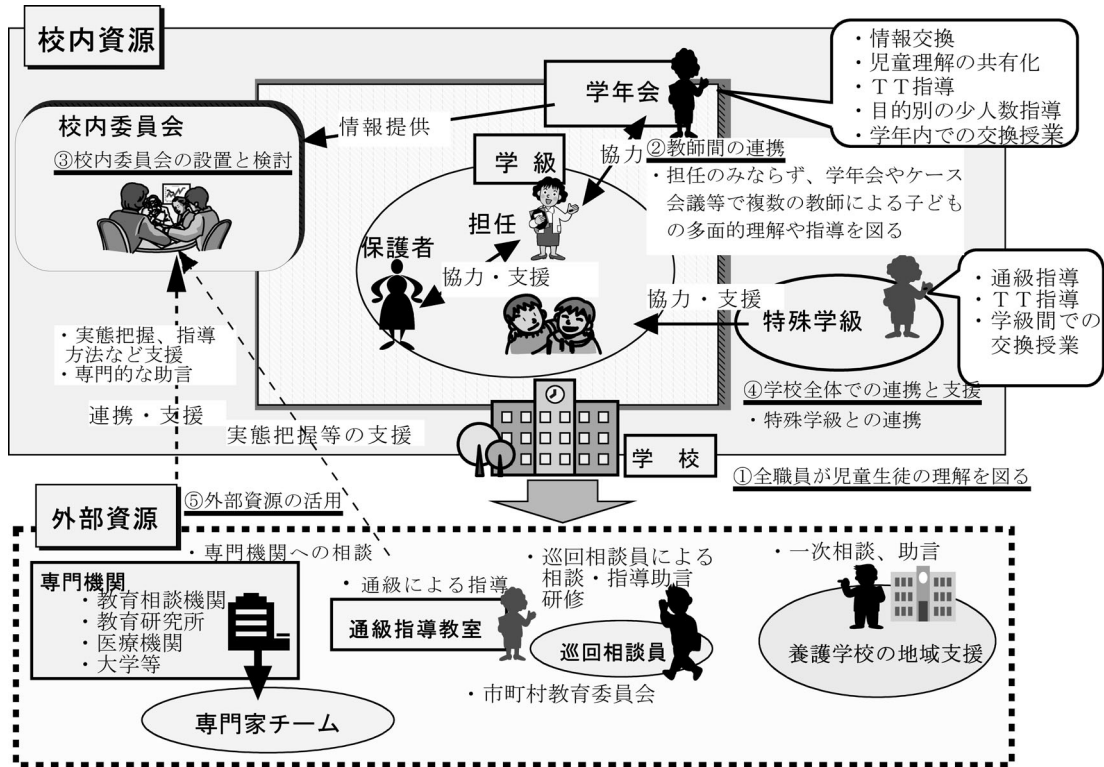


図2 校内支援体制作りのための校内資源の工夫と外部資源の活用の試み

いく必要があると考える。

1) 教育センター等の整備

- ① 校内支援体制（教員の児童生徒への理解の共有化、学年間での協力指導、校内委員会での検討、特殊学級等との連携指導、巡回相談員、専門家チームや他機関との連携）を機能・充実させるためのコーディネーターやLD児等を支援する支援教師の人材を育成する。
- ② 各地域の教育機関に編成された専門家チームや巡回相談員をバックアップするため、より高度な専門的知識・技能を有する専門家によるスーパーバイザー制度を確立する。
- ③ 通常の学級教員や学校の管理職に対すしてLDを含む発達障害についての理解や校内支援あり方についての研修を市町村教育委員会と連携し、実施する。
- ④ 認知特性に応じた各教科における指導方法の検証とカリキュラム開発および情報収集と提供を行う。
- ⑤ 国立等の教育研究所、大学、医療機関、福祉・労働機関等とのネットワークによる連携の強化。

2) 市町村教育委員会への支援

- ① 今回、県教育センター等の専門家チームで試みたLD等の判断手続き等のノウハウを市町村の教育センターや教育研究所等に提供し、各市町村において専門

家チームを編成し、効果的に活動できるよう支援する。

- ② 各学校において校内支援体制作りに必要となる巡回相談員の人材養成及び確保に努める。また、巡回相談員の知識・技能を高めるための研修・研究制度を支援する。
- ③ 通級指導教室の拡充に關しての支援を実施する。

3) 各小・中学校学校等への支援

LD等を含む発達障害についての理解や校内支援あり方、また学校経営等についての資料を作成し、研修などを通して、教員や学校の管理職の資質の向上が図れるよう支援していく。

4) 養護学校等の地域支援機の整備と充実

養護学校等が地域の特別な教育ニーズのある児童生徒や保護者、幼稚園、小・中学校、高等学校の教員への一次談窓口として教育相談を行ったり、指導方法の助言、情報の提供、教材教具の貸し出し、研修会の提供等の役割が果たせるよう、養護学校等における校内の機能整備図っていく必要がある。また、LD等ははじめ特別な教育ニーズのある児童生徒に対しての相談・助言等の対応が可能な教員の配置、また教員の専門性をより一層高めていくような研修制度等の整備を図ることが求められてくる。

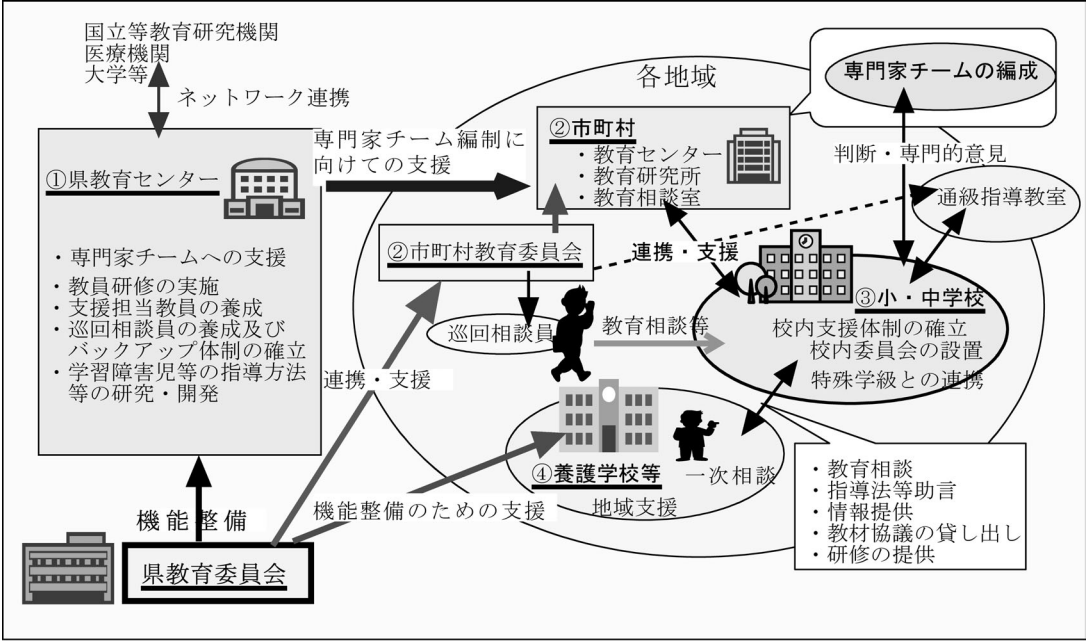


図3 LD児等支援体制に向けて県としての検討課題・整備（試案）